

一般社団法人全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」についての意見書

2021年（令和3年）6月17日  
日本弁護士連合会

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、2021年（令和3年）2月18日、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」（以下「本考え方」という。）を公表した。

本考え方のうち、「Ⅰ．金融取引の代理等に関する考え方」は、特に認知判断能力の低下した高齢顧客やその代理人と金融取引を行う際の参考となるよう、取引のポイント等を示したものとされている。また、「Ⅱ．銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」では、銀行が社会福祉関係機関等と連携する際の個人情報保護法上の留意点などが示されている。

今後、各銀行においては、本考え方を参考に、認知判断能力の低下した顧客との取引に関する対応指針等が定められていくものと思われ、本考え方の内容は、認知判断能力が低下した顧客の銀行取引実務に大きな影響を及ぼしうると考えられるため、当連合会は、その内容について意見を述べるものである。

## 第1 意見の趣旨

1 認知判断能力が低下した顧客との銀行取引については、銀行は、代理人による取引についての在り方を検討する前提として、顧客本位の立場から、できるだけ本人自らが取引を行い続けることができるよう、まずは、職員が認知症等について十分に理解し対応できるための研修の実施や人材の養成、本人の意思及び認知判断能力の確認方法や支援の在り方の検討など、適切な「合理的配慮」を提供（改正障害者差別解消法参照）することのできる体制整備が重要であることが踏まえられるべきである。

また、今後の体制整備及び運用においては、認知症の当事者や当事者団体等の意見を聴いた上で、検討を進めるべきである。

2 任意代理人との取引については、その運用に当たり、本人の権利・利益確保の観点から、濫用防止の措置を講じることが不可欠である。

3 親族等による無権代理取引への対応を安易に広げることは、本人の権利・利

益を害するおそれもあるため、具体的にどのような場合に「本人の利益に適合することが明らかである」として依頼に応じるかについては、慎重な検討がなされるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 認知判断能力が低下した顧客本人との銀行取引について

本考え方は、「認知判断能力の低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から、親族等に成年後見制度等の利用を促すのが一般的である。」とした上、「上記の手続きが完了するまでの間など、やむを得ず認知判断能力が低下した顧客本人との金融取引を行う場合は本人のための費用の支払いであることを確認するなどしたうえで対応することが望ましい」としている。

しかし、認知症等により認知判断能力の低下が見られるとしても、その程度は様々であり、何らかの認知症の症状が見られるからといって、本人自身は銀行取引を行うことができないと直ちに判断されてはならない。銀行での取引は、リスクの高い金融商品取引から、日常生活上の支払いのための預金の払戻しまで様々であり、認知判断能力の有無は、対象となる取引ごとに、個別に判断されるべきものである。

認知判断能力の低下があっても、支援者による適切な支援を受けることで本人自らが意思決定をし、取引を行うことができる場合も多いのであり、銀行は、本人がそのように支援を受けることで自ら取引を行うことができる状態にあるかどうかを適切に判断し、本人自らが取引できる場合には、それに対応することが求められている。

また、銀行は、今後、本年5月改正の障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供も義務化され、認知判断能力が低下した顧客（同法の障害者にも該当する）が自ら取引を行うことができるように必要な措置を講じることも求められる。一般社団法人全国銀行協会は、「障がいのある方への対応に関する基本方針」（平成28年3月8日制定）において、障害者差別解消法等に基づく対応についての基本方針を定めており、同基本方針で定められている対応は、顧客が認知判断能力の低下がある場合にも求められるものである。

このように銀行は、代理人による取引の在り方を検討する前提として、できるだけ本人自らが取引を続けられることができるよう、まずは、職員が認知症等について十分に理解し対応するための研修の実施や人材の養成、本人の意思及び認知判断能力の確認方法や支援の在り方の検討など、改正障害者差別解

消法の要請も含めた適切な「合理的な配慮」を提供することのできる体制整備が重要であることが踏まえられるべきである。

また、今後の体制整備及び運用においては、認知症の当事者や当事者団体等の意見を聴いた上で、検討を進めるべきである。

## 2 任意代理人との取引について

本考え方は、「任意代理人との取引」については、「本人から親族等への有効な代理権付与が行われ、銀行が親族等に代理権を付与する任意代理人の届出を受けている場合は、当該任意代理人と取引を行うことも可能」としており、特段の留意事項等の指摘はしていない。

確かに、民法上の代理権の考え方によれば、自身の判断能力低下後の預金の払出しや金融商品の解約を任意代理人に委託することは可能ではある。また、任意代理人を予め指定しておくことは、判断能力低下時の本人の意思を適切に推認し、本人の利益に資する形で本人の財産を活用するという意味で、有用という側面もある。

しかしながら、他方で、本人が判断能力を十分に有している場合と異なり、ここでは本人の判断能力低下後の財産管理の委託が問題になっている。この場合、代理人が権限を濫用し、本人の財産を不正利用したとしても、本人が適切にチェックできないことが想定される。そのため、「任意代理人」の運用を誤れば、不正利用の温床となるおそれがあると言え、「任意代理人」については、その運用に当たり、不正利用防止の見地に留意した措置が講じられるべきである。

具体的には、まず、代理人届提出時における本人の意思確認が適切に行われなければならない。自身の判断能力低下後の預金の払出しや金融商品の解約等を委託するというのであれば、その委託の意味を適切に理解するだけの判断能力が必要であり、かつそれが本人の真意に基づくものであることが必要である。したがって、銀行としては、かかる判断能力が存することを慎重に確認し、かつそれが本人の真意に基づくものであることを丁寧に確認する必要がある。顧客の判断能力の低下を奇貨として、代理人として届けられた者が、顧客本人の大切な財産を不当に侵害するようなことを許してはならない。

これに加えて、銀行としては、事前に顧客本人が1回当たり又は一定期間当たりの預金払出しの上限額を設定し、その上限限りで任意代理人が預金払出しをできるようにしておくこと、代理人を一定範囲の関係者に限ること、本人の申告のみで代理人の選定を取消・変更できるようにしておくこと、代理人が銀行の指示に従わない場合に銀行が取引を拒否できることなどを規約として定め

ておくことが必要である。

また、本考え方は、「Ⅱ．銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」の中で、銀行が高齢者虐待防止法に基づく通報として市区町村に個人データを提供することについて述べている。高齢者虐待防止法は、「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」についても、「養護者による高齢者虐待」と定めており（同法2条4項2号）、そのようないわゆる経済的虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市町村に通報するよう努めなければならないと定めている（同法7条2項）。

この高齢者虐待防止法に基づく通報義務は、親族等が任意代理人として取引を行っている場合にも問題となり得ることに留意しなければならない。任意代理人となっている親族による取引の状況等から、当該親族が任意代理人としての権限を濫用し、本人の財産を侵害している疑いが生じた場合は、銀行は、取引を拒否し、高齢者虐待防止法に基づく通報として市町村に情報提供を行うべき場合がありうる。

今後、任意代理人による取引が広がっていった場合には、そのようなことが問題となる場面が増えていくであろうことも想定しておかなければならない。

### 3 親族等による無権代理取引について

本考え方は、「無権代理人との取引」について、「親族等による無権代理取引は、本人の認知判断能力が低下した場合かつ成年後見制度を利用していない（できない）場合において行う、極めて限定的な対応である。成年後見制度の利用を求めることが基本であり、成年後見人等が指定された後は、成年後見人等以外の親族等からの払出し（振込）依頼には応じず、成年後見人等からの払出し（振込）依頼を求めることが基本である。」としている。その上で、親族等による無権代理取引への対応について、「認知判断能力を喪失する以前であれば本人が支払っていたであろう本人の医療費等の支払い手続きを親族等が代わりにする行為など、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じることが考えられる。」としている。

銀行が、認知症高齢者の増加に照らし、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の支援制度の活用が一部に留まっている現状に鑑み、親族等による無権代理取引の依頼に応じる可能性を検討されることは、本人の生活を支える必要性の観点からやむを得ない場合もあり得ると考えられる。

ただ問題は、具体的にどのような場合に「本人の利益に適合することが明ら

かである」として取引依頼に応じるか、ということである。

親族等による無権代理取引への対応を安易に広げることは、本人の利益を害するおそれがあるため、具体的にどのような場合に「本人の利益に適合することが明らかである」として依頼に応じるかについては、慎重な検討がなされる必要がある。

民法479条は、受領権者以外の者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有すると定めている。銀行が、受領権限を有しない親族等の依頼に応じて本人の預金の払戻しをした場合、その払戻しは、同規定により、本人が利益を受けた範囲で有効となる可能性もあるが、逆に、親族等が払戻しを受けた預金を他の目的のために流用した場合には、払戻しをした時点で、いかに「本人の利益に適合することが明らか」のように見えたとしても、その払戻しは無効となるため、銀行の側から見ても、無権代理取引への対応を安易に広げることは、二重払いを強いられるリスクがある。

したがって、銀行としては、払い出された預金の使途の内容だけでなく、払い出された預金が実際にその使途のために充てられるか（親族等による不正流用のおそれはないか）ということも考慮する必要がある。

親族等が、本人が現に入院している病院の医療費や入所している施設の利用料等を本人の預金口座から直接その支払先に振り込んで支払うような場合は、それによって本人が利益を受ける結果となる可能性が高いと考えられる。

これに対し、それ以外の生活費名目での払出しや、医療費等の名目のものであっても払い出された預金を親族等が受け取るという場合は、それに応じるかどうかについては慎重な考慮が必要である。ここで問題となっている行為は、あくまでも無権代理行為であり、仮に、親族等が払出しを受けた預金を他の目的のために不正流用していたことが事後的に明らかになったときは、前述のとおり、銀行は、責任追及を受けるリスクがあり得る。本考え方でも述べられているとおり、銀行は、「無権代理の親族等からの払出し依頼に応じることによるリスクは免れない」ことに留意する必要がある。

以上